

説明資料②

町独自の主な改訂について

令和8年3月

九 度 山 町

①町独自の主な改訂について

1 見直しのポイント

①令和5年6月の線上降水帯の発生、②令和6年1月の能登半島地震、③令和6年8月8日に気象庁が初めて発表した「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」などを踏まえ、町独自の主な改訂を下記のとおり記載しています。

< 1 > 序編

- (1) 職員の配備体制
- (2) 職員の参集手段
- (3) 避難所開設セットの活用
- (4) 地区で開設する避難所（6施設）について
- (5) 避難者名簿（簡易版・詳細版）について
- (6) 九度山町避難所一覧の修正

< 2 > 基本計画編

- (1) 災害履歴に令和5年6月2日の線上降水帯を追加
- (2) 業務継続計画の策定
- (3) 林野火災警報等の発令
- (4) 防災行政無線整備計画
- (5) 職員に対する防災教育
- (6) 住民に対する防災知識の普及
- (7) 救助部救助班の活動体制の整備
- (8) 個別避難計画の作成促進
- (9) 町内の要配慮者施設一覧の更新
- (10) 警戒情報支援サービスの導入
- (11) 物資の備蓄
- (12) 九度山町受援計画の策定
- (13) 罹災証明発行計画
- (14) 住家被害認定調査のDX化

< 3 > 地震災害対策計画編

- (1) 南海トラフ地震防災対策推進計画

②具体的な改訂内容

※関連する文面のみ、一部抜粋して記載しています。

(青文字は改訂による追記、赤文字は改訂による削除を表しています)

<1> 序編

(1) 職員の配備体制【序編 P1】

発令の基準と配備人員

体制		基準	配備人員内訳
災害対策本部設置前の体制	警戒体制	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、気象や水防等の情報収集及びその通報並びに被害状況等の取りまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期する。</p> <p>(1) 次の各警報の1以上が町域に発表されたとき。</p> <p>ア 大雨警報</p> <p>イ 暴風警報</p> <p>ウ 洪水警報</p> <p>(2) 本町において震度4を発表したとき。</p> <p>(3) 台風が本町に接近するおそれがあるなど、嚴重な警戒を要するとき。</p> <p>(4) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災課職員 ・<u>総括参事副町長</u>が警戒状況に応じて指名する職員
	初動対応室設置	<p>災害に関する情報の収集及び伝達の体制を整えるため、初動対応室を設置し、災害時の円滑かつ確実な初動対応を行うとともに、初動による対応能力の検討を図る。</p> <p>(1) 台風が和歌山県に接近する等により本町に水害等のおそれがある場合</p> <p>(2) 河川の水位が特に上昇する可能性がある場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応室長は地域防災課長 ・地域防災課職員その他の課及び室に所属する職員のうちより、収集記録班員2人、伝達班2人、緊急対処班2人を配備

体制	基準	配備人員内訳
	<p>事態に対処するため、災害防御の措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、状況の把握連絡活動を主とする体制をとる。<u>「災害対策本部」が設置される。</u></p>	
	<p>(1) 本町において震度5弱を発表したとき。</p> <p>(2) 次の各警報の1以上が町域に発表され、かつ、その他の状況から災害の危険が予想される場合 ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報</p> <p>(3) 災害の発生その他の状況により九度山町災害対策本部長(以下「本部長」という。)が必要であると認めたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長、部長、副部長 ・全総務班員、全記録情報班員 ・消防団長、副団長 ・その他、各班の必要数を配備 ・避難所を開設する場合は、避難所開設に要する班員
災害対策本部位制	<p>第1配備体制を強化するとともに局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。</p>	
	<p>(1) 第1配備体制を強化し、警戒体制を強める必要があるとき。</p> <p>(2) 局地災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 【警戒レベル3】高齢者等避難が発令されたとき。</p> <p>(4) その他本部長が必要と認めたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長、部長、副部長、班長 ・全総務班員、全記録情報班員 ・その他、各班の班員の半数程度と、避難所開設に要する班員を配備 ・消防団長が必要とする人数の消防団員
	<p>動員要員の全員をもってあたる完全な体制とし、災害対策に総力を集中する。状況により応援組織が直ちに活動を開始できる体制とする。</p>	
	<p>(1) 本町において震度5強以上の地震を発表したとき、又はこれに準ずる地震により災害が予想されるとき、若しくは周辺で被害が発生したとき。</p> <p>(2) 町内の全域にわたる大規模な災害が発生したとき。</p> <p>(3) 局地災害で被害の甚大な場合、又はそれが予想されるとき。</p> <p>(4) 【警戒レベル4】避難指示、又は【警戒レベル5】緊急安全確保が発令されたとき。</p> <p>(5) その他本部長が必要と認めたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 ・全消防団員

(2) 職員の参集手段【序編 P14】

(参集手段)

職員の参集及び安否確認については、自主参集のほか、職員連絡メール、[職員用LINE](#)、電話等を用いて行う。

(3) 避難所開設セットの活用【序編 P15、資料編「基本 22」】

(避難所の開設及び開設の方法)

35箇所の避難所の中で、特に福祉避難所 1 箇所を含む 8 箇所については、初期開設避難所として指定し、風水害などあらかじめ甚大な被害が想定される際に、他の避難所に先行して開設する。

[また、初期開設避難所の開設職員には、開設に必要な備品等をまとめた「避難所開設セット」\(資料編「基本22」\)を配備している。](#)

資料編

22 避難所開設セット一覧

- ピブス、ヘルメット【職員に引渡済】
- 各施設の備蓄倉庫のカギ
- 避難所開設用備品一式【避難所開設用バッグ納入】
 - ①各避難所の備蓄品一覧書
 - ②用箋挾
 - ③クリアブック（備蓄品一覧、備蓄倉庫カギ保管場所、避難所名簿【簡易版・詳細版】、健康管理チェックシート、災害情報収集シート、事務引継書、白紙等）
 - ④九度山町防災マップ
 - ⑤九度山町避難所運営マニュアル
 - ⑥筆記用具一式（マジック【黒・赤】、ボールペン【黒・赤・シャープペン一体型】、カッター、付箋）
 - ⑦受付貼紙（ラミネート）
 - ⑧ホワイトボード
 - ⑨懐中電灯
 - ⑩モバイルバッテリー
 - ⑪防災用ラジオ
 - ⑫カセットガス（3本）
 - ⑬タオル（2枚）
 - ⑭ウェットティッシュ（3セット）
 - ⑮ゴミ袋（2枚）
 - ⑯軍手（3双）
 - ⑰非接触温度計
 - ⑱消毒液
 - ⑲マスク（1箱）
 - ⑳レインコート（2着分）
 - ㉑ガムテープ
 - ㉒非常食料（4食分）
 - ㉓水（2本分）

※その他、必要な防災備蓄品は、各施設（備蓄倉庫等）に備蓄しているので、確認願います。

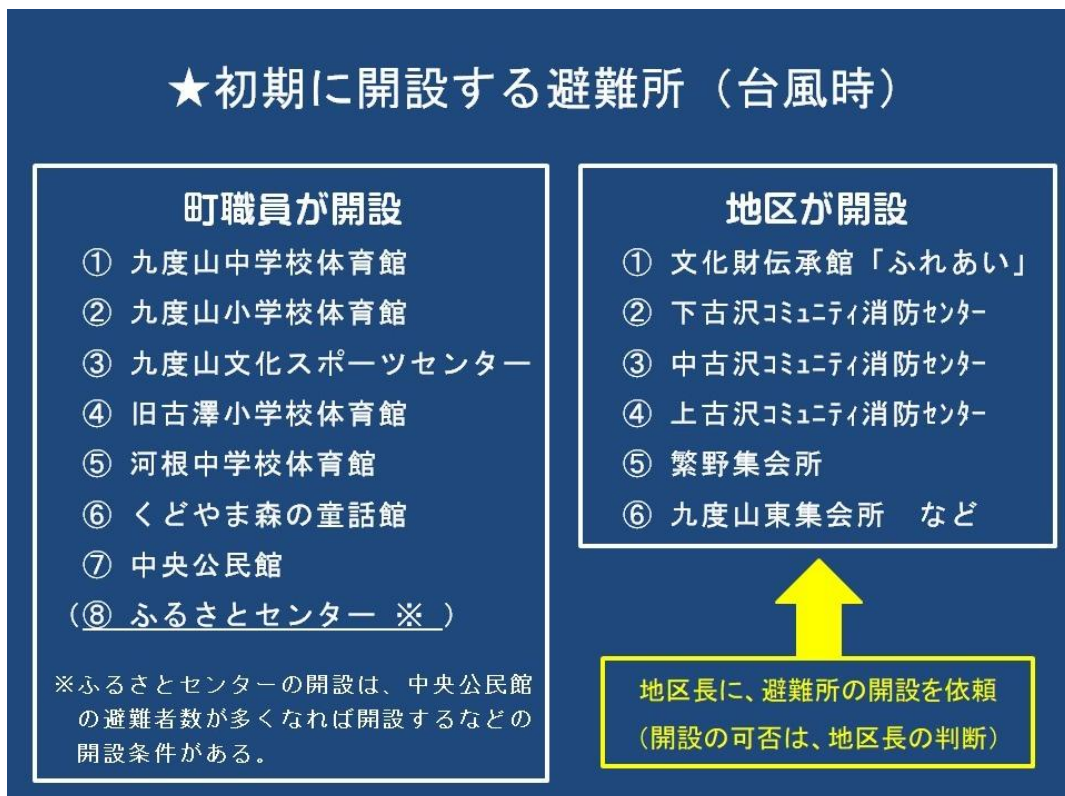


(4) 地区で開設する避難所（6施設）について【序編 P15】

(地区等の長でも鍵を保管)

夜間や休日に、南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合は、鍵を所有する職員や施設管理者の被災も懸念され、避難所の開設がスムーズに行われないことも想定される。このような場合に備え、可能な範囲で、地区等の長も鍵を保管する。

なお、「文化財伝承館ふれあい」、「下古沢コミュニティ消防センター」、「中古沢コミュニティ消防センター」、「上古沢コミュニティ消防センター」、「繁野集会所」、「九度山東集会所」の6施設は、地区で開設することになっており、状況に応じて、初期開設避難所と同時期に開設する。



(5) 避難者名簿（簡易版・詳細版）について【序編 P16、資料編「様式 21」】

(避難者名簿)

避難所における避難者の受付名簿には、簡易版と詳細版を配備する。

台風等による短期間の避難時…簡易版を使用

地震等による長期間の避難時…詳細版を使用

(資料編「様式 21」)

<簡易版>

<詳細版>

様式

21 避難者名簿

■簡易版

避難所受付名簿

避難される方は、下記に必要事項を記載ください。
お帰りの際は、退所日時をご記入ください。

氏名	年齢	性別	住所	入所日時	対処日時	備考 <small>※病状や障がいやアレルギー等 を記入してください。</small>
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		
		男・女		月 日 : 月 日 :		

様式

■詳細版

避難者名簿

避難所 受付No.

太枠内をご記入ください。個人情報の取扱いは厳重に行います。

①	所属する地区名 【自治会名】	<input type="text"/>	入所日時	年 月 日 午前・午後 :
②	住所	<input type="text"/>		
	家の電話番号	<input type="text"/>		
※同時に避難所に入る家族のみお書きください				
代表者 (1人目)	フリガナ	<input type="text"/>	年齢	性別
	氏名	<input type="text"/>		受傷の有無 (軽微でも)
	携帯電話番号	<input type="text"/>		体温確認 ※係員記入
	フリガナ	<input type="text"/>		
	氏名	<input type="text"/>		
2人目	フリガナ	<input type="text"/>		
3人目	フリガナ	<input type="text"/>		
4人目	フリガナ	<input type="text"/>		
5人目	フリガナ	<input type="text"/>		
④	特別な配慮が必要なこと ※病状や障がいをお持ちの方、 食物アレルギー、ペットの 同行等	<input type="text"/>		
⑤	緊急連絡先(親族等)	氏名	関係性	
		電話番号	<input type="text"/>	
⑥	家屋の被害状況 ※わかるものに○	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上床下浸水 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> ガス停止 <input type="checkbox"/> 特に無し		
⑦	安否の問い合わせに対し、住所・氏名をお答えしてもいいですか? ●「いいえ」の場合、家族であっても「こちらの場所にはおりません」と回答します。 但し、町職員及び警察官による公務の問い合わせの場合には全て公表します。	はい いいえ		
⑧	その他	<input type="text"/>		
退所日・確認事項 ※所員記入		年 月 日 (貸与品の返却 □)		

(6) 九度山町避難所一覧の修正【序編 P16】

(九度山町避難所一覧)

	施設名	住所	電話番号	災害種別			避難場所 レベル	想定受入人数 (1人当たり面積)
				洪水	土砂 災害	地震		
1	九度山小学校 (★)	九度山1077	54-2078	●		●	☆	280人 (10㎡)
2	旧古澤小学校 (★)	中古沢1	—	●		●	☆	164人 (10㎡)
3	河根小学校	河根118	54-2270	●		●	☆	82人 (10㎡)
4	くどやま森の童話館 (★)	北又379	—	●	●	●	☆☆☆	23人 (10㎡)
5	丹生川小学校 (休校)	丹生川582	—	●			☆	33人 (10㎡)
6	九度山中学校 (★)	九度山619	54-2114	●	●	●	☆☆☆	345人 (10㎡)
7	河根中学校 (★)	河根77	54-2188	●		●	☆	148人 (10㎡)
8	九度山町民武道館	入郷637-5	—		●	●	—	38人 (10㎡)
9	九度山文化スポーツセンター (★)	入郷637-6	54-3311	●	●	●	—	229人 (10㎡)
10	九度山東集会所	九度山619-1	—	●	●	●	☆☆☆	16人 (6㎡)
11	梅林集会所	九度山749-1	—	●			☆	8人 (6㎡)
12	旭集会所	九度山1290	—	●	●	●	☆☆☆	16人 (6㎡)
13	九度山西集会所	九度山1473-1	—	●	●	●	☆☆☆	5人 (6㎡)
14	九度山児童館	九度山1671-1	—	●	●		☆	16人 (6㎡)
15	入郷コミュニティ消防センター	入郷23-1	—		●	●	—	10人 (6㎡)
16	慈尊院集会所	慈尊院112-4	—	●	●	●	☆☆☆	10人 (6㎡)
17	西島コミュニティ消防センター	慈尊院329-7	—	●		●	☆	4人 (6㎡)
18	椎出児童館	椎出410-2	—	●			☆	14人 (6㎡)
19	文化財伝承館「ふれあい」	椎出202	—	●		●	☆	13人 (6㎡)
20	下古沢コミュニティ消防センター	下古沢243-2	—			●	☆	10人 (6㎡)
21	中古沢コミュニティ消防センター	中古沢282-3	—			●	☆	13人 (6㎡)
22	上古沢コミュニティ消防センター	上古沢39	—			●	☆	13人 (6㎡)
23	笠木児童会館	笠木94	—	●		●	☆	3人 (6㎡)
24	河根児童館	河根120-1	—	●			☆	17人 (6㎡)
25	河根峠集会所	河根513-1	—	●	●	●	☆☆☆	4人 (6㎡)
26	硯水集会所	河根541-2	—	●	●	●	☆☆☆	2人 (6㎡)
27	繁野集会所	河根757-3	—	●		●	☆	4人 (6㎡)
28	青淵へき地集会所	丹生川922	—	●			☆	4人 (6㎡)
29	北又児童会館	北又628-3	—				☆	4人 (6㎡)
30	久保集会所	北又344	—	●		●	☆	3人 (6㎡)
31	野平集会所	東郷199-2	—	●		●	☆	4人 (6㎡)
32	梨の木コミュニティセンター	河根384-26	—	●		●	☆	4人 (6㎡)
33	農林総合研修センター「さえもん」	丹生川246-1	54-3800			●	☆	8人 (6㎡)
34	九度山町ふるさとセンター (★)	九度山1190-1	54-2019	●	●	●	☆☆☆	50人 (6㎡)
35	九度山町中央公民館 (★) 【福祉避難所】	九度山1194	54-2019	●	●	●	☆☆☆	45人 (6㎡)

※ (★)は「初期開設避難所」

初期開設避難所は、原則、風水害時に、初期に開設される避難所となる。なお、状況に応じて、他の避難所も初期に開設される場合がある。

<2> 基本計画編

(1) 災害履歴に令和5年6月2日の線上降水帯を追加【基本計画編 P13】

(ス) 令和5年(2023年)6月2日 台風2号

和歌山県で初めて線上降水帯が発生

町全域で、警戒レベル5「緊急安全確保」発令

家屋の全壊3件など、小さな被害を含めると150件以上の被害が報告された

(2) 業務継続計画(BCP)の策定【基本計画編 P17】

※業務継続計画とは、災害時に、人・物・情報等、利用可能な資源に限りがある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、必要な資源の確保等を定める計画です。

(業務継続計画の策定)

大規模災害発生時であっても町の行政機能の低下を最小限にとどめ、町地域防災計画に定められた応急対策業務とともに、住民生活に最低限必要な行政サービスを停止することなく継続あるいは早期再開のため、非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、「九度山町業務継続計画」を令和5年3月に策定している。

(3) 林野火災警報等の発令【基本計画編 P50】

※令和8年1月1日から伊都消防組合火災予防条例が改正され、「林野火災注意報・警報」を発令し、「火の使用制限」ができるようになりました。

なお、林野火災警報発令時に、違反した場合は、30万円以下の罰金などに処することが消防法で定められています。

(火の使用制限)

火災警報、林野火災警報及び林野火災注意報の発令中には、火の使用制限の指導及び注意喚起を行う。

(4) 防災行政無線整備計画【基本計画編 P79】

(防災行政無線整備計画)

災害時活動における、本部各班及び町内の防災関係施設との情報交換を円滑に行うため、防災行政無線(同報系)のデジタル化を推進するとともに、が令和6年度に完了している。また、重要意思決定者に携帯電話を携帯させる、消防団詰所、主要避難所に戸別受信機や孤立集落無線機、衛星携帯電話を設置するなどのより綿密な通信網の整備を図る。

防災行政無線（同報系）設置計画

60MHz帯デジタル同報系	
・親局設備	1局（役場）
・中継局設備	1局（日の出）
・簡易中継局設備	2局
・子局設備	40局 39局
・戸別受信機	避難所等公共施設、 町内全戸 難聴世帯及び町内要配慮者世帯

防災行政無線については、資料編「基本17～20」を参照のこと。

（5）職員に対する防災教育【基本計画編 P84】

（職員に対する防災教育）

庁内各部署においては、少なくとも年1回、防災訓練等に合わせて研修を行う。[令和7年度から「避難所運営に関する職員研修」、「災害対策本部運営に関する職員研修」等の庁内防災研修を各部ごとに開始している。](#)

なお、災害時の担当職務が平時の担当職務と著しく異なるとき、困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は、定期的に実技習得演習を実施する。

その他必要に応じ、研修等を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う講習会等について職員を派遣する。

（6）住民に対する防災知識の普及【基本計画編 P85】

（住民に対する防災知識の普及）

防災関係機関は、単独又は共同して、住民の災害時における心得等防災に関する知識の高揚を図るため、次の媒体等の利用により防災知識の普及に努める。

ア ラジオ、テレビ及び新聞の利用

イ 県・町ホームページ、「広報くどやま」、広報車の利用

ウ パンフレットの利用

エ 映画、スライド等による普及

オ 学習会、講演会等の開催及び訓練の実施

カ 防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、住民への配布

キ [地震体験車の利用](#)

ク [トイレカーやトイレトレーラー（以下「移動型トイレ車両」という。）、高付加価値コンテナ等による普及](#)

キケ 県災害対応シミュレーションゲームの利用

クコ その他



(7) 救助部救助班の活動体制の整備

(救助部救助班の活動体制の整備)【基本計画編 P92】

地震の発生により多大な負傷者が発生したときは、~~県へ医療救護班を要請するほか、町によ~~
~~って医療救護班を編成する~~町では救助部救助班が体制整備を行い、橋本保健医療調整本部（橋
本保健所）と連携を図り、災害派遣チームの要請を行う。

しかし、町による~~医療救護班~~災害派遣チームの要請方法、派遣方法、活動体制等の運用方法に
ついて整備がなされていないため、今後この活動体制について整備を行い、災害時に迅速に派
遣できるよう、橋本保健所、伊都医師会等と協議を進めていく。

(災害派遣チーム)【基本計画編 P94】

町は、以下のような災害派遣チームと連携して災害対応にあたる。

①DMAT：災害派遣医療チーム

②DHEAT：災害時健康危機管理支援チーム

③DPAT：災害派遣精神医療チーム

④DWAT：災害派遣福祉チーム

⑤DICT：災害時感染制御支援チーム

⑥JMAT：日本医師会災害医療チーム

⑦JRAT：大規模災害リハビリテーション支援協会

⑧JDA-DAT：日本栄養士災害支援チーム

⑨JDAT：日本災害歯科支援チーム

(8) 個別避難計画の作成促進

※個別避難計画とは、高齢者や障害者など自力での避難が困難な「避難行動要支援者」一人ひとりについて、避難先、避難経路、支援者、必要な配慮事項をあらかじめ決めておく計画。

(要配慮者救援体制の整備)【基本計画編 P95】

町は、個別避難計画の作成を促進するため、要配慮者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

(避難所等における要配慮者に対する支援)【基本計画編 P158】

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、要配慮者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(9) 町内の要配慮者施設一覧の更新【基本計画編 P97】

町内の要配慮者施設一覧

施設名	所在地	洪水想定区域(m)	土砂災害警戒区域等
(1) 老人福祉施設			
特別養護老人ホーム友愛苑	河根807-64	—	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
養護・特別養護老人ホーム国城寮	九度山1265-1	二	二
グループホームゆうゆう	九度山527-1	—	—
(2) 障害者支援施設			
—	—	—	—
(3) 児童福祉施設(児童自立支援施設除く)			
母子生活支援施設わかくさ	九度山617	—	土砂災害警戒区域内 (土石流)
(4) 小中学校			
九度山小学校	九度山1077	—	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
九度山中学校	九度山619	—	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊・地すべり)
河根小学校	河根118	—	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
河根中学校	河根77	—	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)

施設名	所在地	洪水想定区域(m)	土砂災害警戒区域等
(5) 母子健康センター			
九度山町子育て世代包括支援センター	九度山1190-1	—	—
(6) その他これらに類する施設			
デイサービスプラチナ	九度山800	—	土砂災害警戒区域内 (土石流)
九度山町社会福祉協議会	河根732-1	—	—
デイサービスあはは	河根384-39	—	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
(7) 幼稚園、保育所等			
九度山幼稚園	九度山1074	—	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
九度山保育所	九度山1072-1	—	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
地域子育て支援拠点 「集まれ!!Chicks & Mommy」	河根118	—	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
(8) 病院、診療所、助産院			
紀の郷病院	九度山113-6	5.0～10.0	—
萩原内科・小児科	九度山1168-2	—	—
横手クリニック	九度山800	—	土砂災害警戒区域内 (土石流)
保協整形外科医院	九度山567-1	—	—

※洪水想定区域は、想定最大規模降雨（橋本地点上流域の2日間の総雨量678mmの想定）により、紀の川が氾濫した場合の浸水の深さを示したもの。

(避難確保計画の作成)

地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（以下「避難確保計画」という。）を作成する。

(10) 警戒情報支援サービスの導入【基本計画編 P122】

(警戒情報支援サービスの導入)

町では、令和6年度より警戒情報支援サービスを導入しており、気象情報、防災情報、被害情報などを地図上で一括して確認ができるため、このシステムを活用することにより、職員間で、災害時における被害情報などを共有する。



職員各自のスマホやPCで、
町の被害状況や避難所状況などが
リアルタイムで確認できる！

(11) 物資の備蓄【基本計画編 P170】

(物資の備蓄)

町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。

町内の避難所など、16施設に備蓄しています。

各施設には、約30種類の防災資機材や、
非常食料・水などを備蓄しています。



各施設の備蓄品の
詳細は、下記 QR
コードで確認でき
ます。



(12) 九度山町受援計画の策定

(相互応援計画)【基本計画編 P252】

災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、県本部のみならず他市町村等に応援を要請し、応急措置等を円滑に遂行するため、相互応援協定等を締結する。[本町では、令和5年3月に「九度山町受援計画」を策定している。](#)

※九度山町受援計画とは、外部から人的・物的応援を円滑に受入れるために定めた計画。下記の内容等が載されています。

<人的応援>

最優先で人的応援を受け入れて実施すべき業務

- ①避難所運営
- ②物資輸送拠点運営
- ③救援物資の輸送
- ④住家被害認定調査
- ⑤罹災証明交付
- ⑥被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定
- ⑦道路啓開
- ⑧災害廃棄物処理

<物的応援>

物的応援に対する組織体制や受入手順、施設、資機材の概要

(13) 罹災証明発行計画【基本計画編 P261、資料編「様式 14～19」】

(罹災証明書・被災証明書)

罹災証明書、[被災証明書](#)の様式などについては、資料編「様式 14～19」を参照のこと。

罹災証明書の証明範囲は、災対法第 2 条第 1 号に規定する災害により、被害を受けた家屋とする。

なお、家屋以外のものが被災した場合において、~~必要のあるときには、これに準ずることとする~~は、[被災証明書にて証明を行う](#)。

<罹災証明書>

様式 15 罹災証明書 (整理番号)

罹災証明書 年 月 日

世帯主住所		
世帯主氏名		
世帯構成員	氏名	続柄

罹災原因 年 月 日の による

被災住家等の所在地 九度山町大字

住家等の被害の程度 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊 準半壊に至らない (一部損壊)

備考

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日 九度山町長

<被災証明書>

様式 17 被災証明書 年 月 日

被災証明書 九度山町長

下記のとおり、被災したことを証明します。

記

被災日	
被災場所	
被災者氏名	
被災原因	
被災物件	
証明事項	
使用目的	
証明書必要部数	部
添付書類	現況写真及び位置図

<住家の被害の程度>

全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない(一部損壊)

(14) 住家被害認定調査のDX化【基本計画編 P146】

(住家の被害認定)

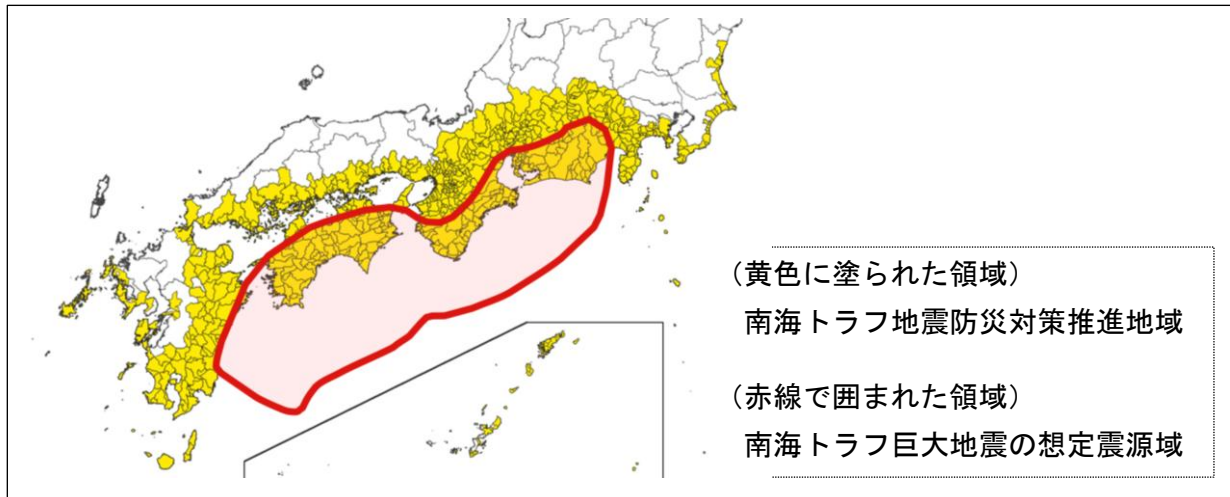
[町が実施することとなっている住家の被害認定についてDX化を進める。](#)

< 3 > 地震災害対策計画編

(1) 南海トラフ地震防災対策推進計画

<南海トラフ地震臨時情報の発表の流れ>

1. 南海トラフの想定震源域などでM6.8以上の地震等が発生すると、「調査中」を発表。
2. 地震規模などに応じて、「巨大地震警戒」「巨大地震注意」「調査終了」のいずれかを発表。
3. 「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のときは、行政からのよびかけに応じた防災対応を！



(南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置)【地震災害対策計画編 P69】

九度山町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が発生するおそれがある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に含まれますが、巨大地震警戒発表時に事前避難を要する「事前避難対象地域」を設定する「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」には含まれていない。

そのため、本町においては、「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれが発表された場合でも、日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備をするよう、住民に呼びかけを行うことを基本としている。